

下呂市告示第 189 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 28 日

下呂市長 山 内 登

1 委託した事務

犬の登録に係る手数料の徴収及び収納事務

狂犬病予防注射済票の交付に係る手数料の徴収及び収納事務

2 受託者

岐阜市下奈良二丁目 2 番地 1

公益社団法人岐阜県獣医師会開業部会狂犬病予防分会

3 委託期間

令和 5 年 8 月 28 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、委託期間終了の 3 か月前までに、委託者又は受託者から何らかの意思表示がない場合は、委託期間を 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。